

郵送による転出届(転出証明書の請求書)

記載例

※代理人の場合

- この用紙は、旭川市内から市外へ転出する(又は転出した)方が、旭川市に送付するものです。
- 届出は転出年月日の14日前から可能です。・本人又は同一世帯員以外の代理人が届出する場合は

転出される方(本人含む)	フリガナ氏名	生年月日	マイナンバーカードの有無	フリガナ氏名	生年月日	マイナンバーカードの有無
	アサヒカワ タロウ 旭川 太郎	大(昭)平・令 52年 7月 9日	有・無			大・昭・平・令 年 月 日
アサヒカワ ハナコ 旭川 花子	大(昭)平・令 55年 9月 9日	有・無			大・昭・平・令 年 月 日	有・無
					大・昭・平・令 年 月 日	有・無

新住所	転出年月日	令和 5 年 1 月 15 日	実際に住み始める日を記入してください(予定日でも可)。マンション名などを入れる場合は、方書も記入してください。
	新住所	〒 001 - 0001 札幌市北区北24条西6丁目1番1号 方書: 札幌マンション102	

旧住所	住所(住民登録地)	旭川市 6条通9丁目46番地 方書: 旭川マンション301	フリガナ世帯主	アサヒカワ タロウ 旭川 太郎
-----	-----------	-------------------------------------	---------	--------------------

転出証明書の交付	送付先(いずれかに○)	新住所・旧住所・ その他 (理由: 代理人による届出のため)
	送付先住所	〒 001 - 0001 札幌市北区北24条西6丁目1番1号

代理人による届出の場合は、転出証明書を代理人の住所に送付しますので送付先住所は代理人の住所を記入してください。

<マイナンバーカードをお持ちの方へ>

転出証明書の交付を希望しない ← 交付を希望しない場合はチェック

※ 転出される方のうち、1人でもマイナンバーカードをお持ちの場合は、転出証明書がなくても新住所地の市区町村でカードによる転入手続きが可能です。<マイナンバーカードの取扱いについて>をご確認のうえ、転出証明書の交付を希望しない場合はチェックを入れてください。

※ ただし、チェックを入れた場合でも、次のうち1つでも該当する場合は転出証明書が必要ですので、必ず交付いたします。

- ・ 転出年月日から14日を経過している場合
- ・ 代理人による届出の場合
- ・ マイナンバーカードをお持ちでない場合
- ・ マイナンバーカードを返納される場合
- ・ マイナンバーカードが一時停止になっている場合
- ・ マイナンバーカードの暗証番号を忘れた場合

届出人の住所は現在の住民登録地を記載してください。

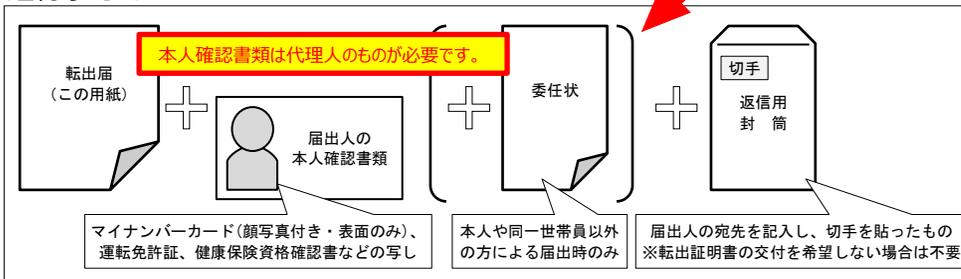
届出人	住所	札幌市北区北24条西6丁目1番1号 方書: 札幌マンション202	フリガナ氏名	アサヒカワ ジロウ 旭川 次郎
	日中の連絡先 ※携帯電話可	届出内容を確認することがありますので日中の連絡先の電話番号を必ず記入してください。 123-456-7890	方との関係(いずれかに○)	本人・ その他 (代理人)

代理人の場合は委任状が必要です。

<マイナンバーカードの取扱いについて>

- ・ 転出の処理が終わりましたら、「継続利用に関するご案内」の文書を送付先住所宛てに送付いたします。
- ・ 所定の手続きを行うことで、転入先でも継続してカードを利用できる場合があります。詳しくは、新住所地の市区町村にお問い合わせください。
- ・ 転入日の翌日から数えて14日以内又は転出予定日の翌日から数えて30日以内のいずれか早い日までに、新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。手続きの際はカードの提示と暗証番号の入力が必要です。
- ※ この期間を過ぎるとカードは失効し、継続して利用できなくなります。失効後のカード再交付には手数料がかかります。カードによる転入手続きもできなくなるため、「転出証明書(に代わる証明書)」(無料)の交付を受ける必要があります。
- ・ カードを申請中の方については、交付準備ができていない場合は転出届出前に受取が可能です。カードを受け取らずに転出された場合は、転入先で再申請が必要です。

<送付するもの>



<送付先・お問い合わせ先>

〒070-8525
北海道旭川市7条通9丁目48番地
旭川市役所 市民課
電話: (0166) 25-6204